

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業 （案）

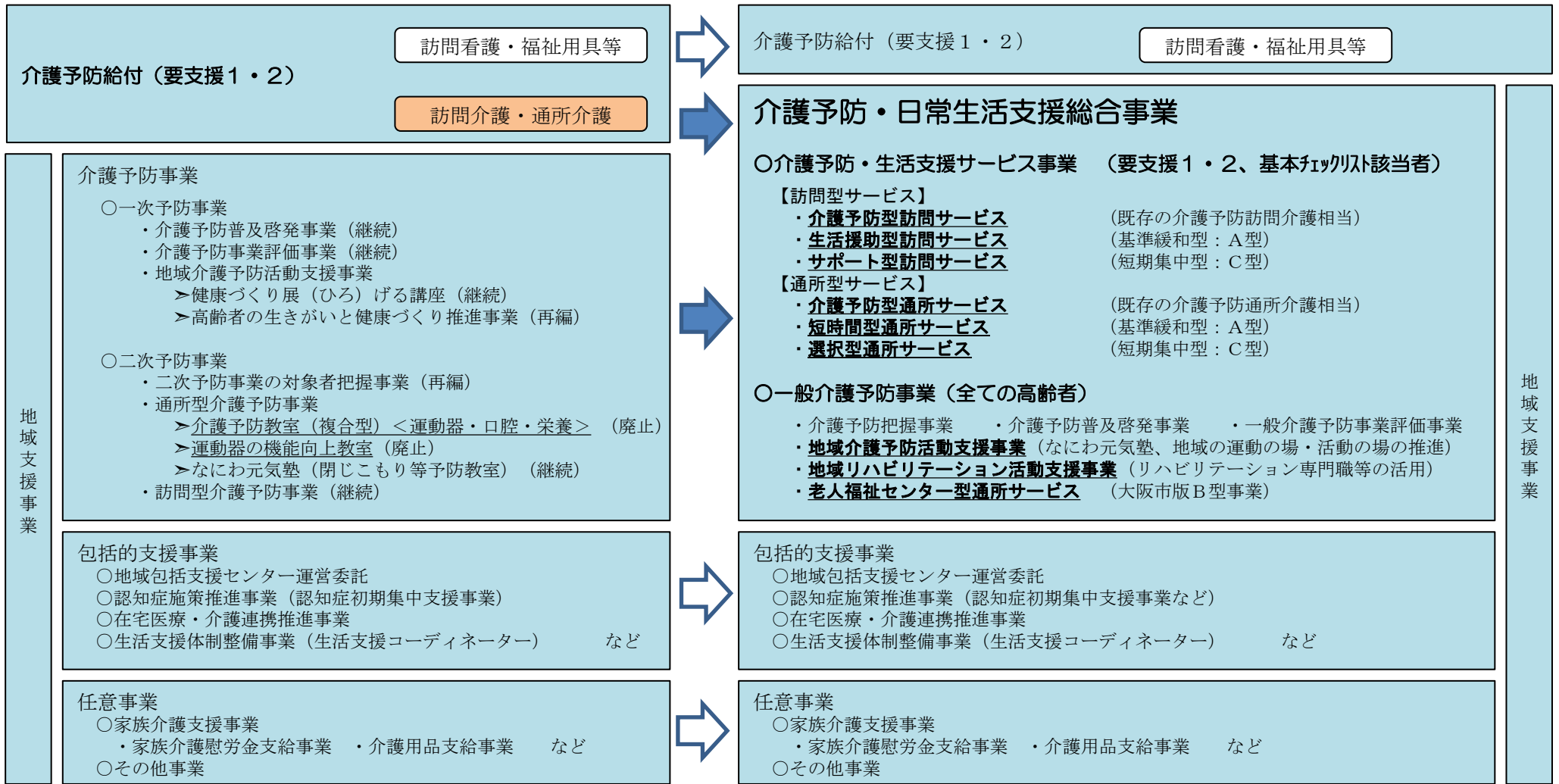
平成28年1月

（背景） ・団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要な政策課題となっている。
 ・介護保険料の上昇を極力抑制しつつ、介護保険制度を持続可能な制度にしなければならない。

（目的） ・住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図る。
 ・高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実により、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加を目指す。
 ・効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化を図る。

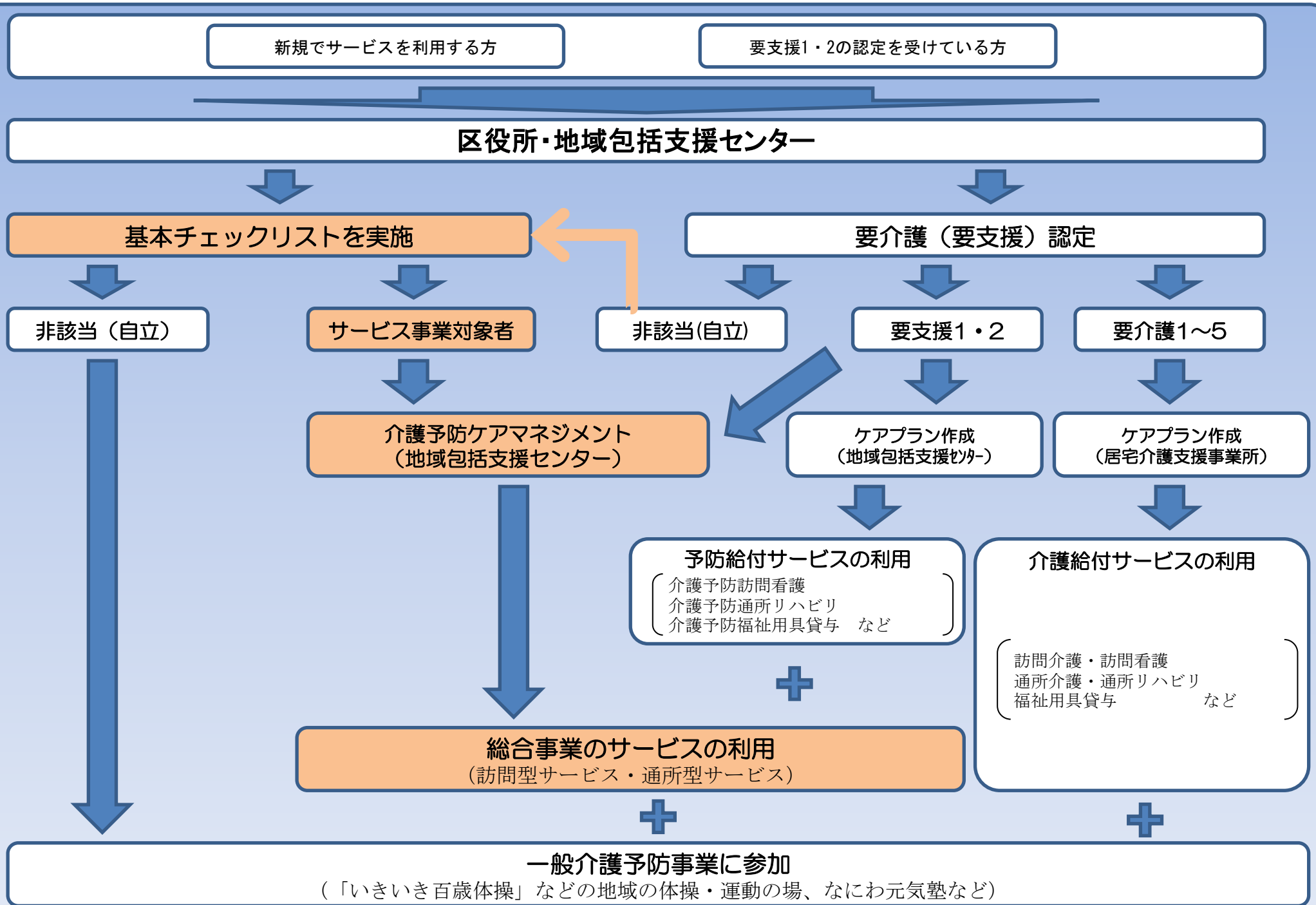
（実施時期） 平成29年4月1日から

事業構成



サービス利用の流れ

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）



訪問型サービスの類型

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

	介護予防型訪問サービス （現行の介護予防訪問介護相当）	生活援助型訪問サービス （基準緩和型：A型）	サポート型訪問サービス （短期集中型：C型）
目的	要支援状態の維持・改善 要介護状態になることの予防	生活の質の確保・向上	生活機能の向上
サービス内容	訪問介護員による身体介護・生活援助	研修受講者による調理・掃除・買物・洗濯等の生活援助	閉じこもり・認知症・うつ予防 口腔機能向上、栄養改善
対象者	要支援1又は2（要支援認定） 既にサービスを利用している者 新たにサービス利用する者のうち身体介護等が必要な者 サービス事業対象者（基本チェックリスト） 身体介護等が必要な者	要支援1又は2（要支援認定） 既にサービスを利用している者のうち希望する者 新たにサービス利用する者 サービス事業対象者（基本チェックリスト） 生活援助が必要な者	要支援1又は2（要支援認定）、サービス事業対象者（基本チェックリスト） 看護師・管理栄養士・歯科衛生士等の訪問による支援が必要な方
サービス提供主体	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者	大阪市（直営）
利用頻度	要支援1 週1回、2回 要支援2 週1回、2回、2回超 事業対象者 週1回、2回、2回超	要支援1 週1回、2回 要支援2 週1回、2回、2回超 事業対象者 週1回、2回、2回超	閉じこもり・認知症・うつ予防 6か月間で月1回 計6回 口腔機能向上 3か月間で月1回 計3回 栄養改善 6か月間で月1回 計6回
報酬単価	【月額報酬制 1単位11.12円】 週1回 1,168単位（12,988円） 週2回 2,335単位（25,965円） 週2回超 3,704単位（41,188円） ※国が定める単価どおり	【月額報酬制 1単位11.12円】 週1回 880単位（9,785円） 週2回 1,759単位（19,560円） 週2回超 2,790単位（31,024円） ※左記、介護予防型訪問サービスの単価をベースに 人件費を有資格者から無資格者に緩和する分だけ減額	—
利用者負担	あり 原則1割負担（一定以上所得の者は2割負担）	あり 原則1割負担（一定以上所得の者は2割負担）	なし
マネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	初回のみケアマネジメント

通所型サービスの類型

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

	介護予防型通所サービス （現行の介護予防通所介護相当）	短時間型通所サービス （基準緩和型：A型）	選択型通所サービス （短期集中型：C型）
目的	心身機能の維持・回復 生活機能の維持・向上	心身機能の維持・回復 生活機能の維持・向上	運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善による生活機能の向上、要支援状態の回復、要介護状態になることの予防
サービス内容	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練	入浴、排せつ、食事等の生活上の支援 身体機能の向上のための機能訓練 日常生活機能向上のための機能訓練	筋力向上、転倒防止のためのトレーニング 口腔機能向上プログラムの実施 栄養改善プログラムの実施
対象者	要支援1又は2（要支援認定） サービス事業対象者（基本チェックリスト） 概ね3時間以上の通所サービスの利用が必要な者	要支援1又は2（要支援認定） サービス事業対象者（基本チェックリスト） 概ね3時間未満の通所サービスの利用が必要な者	要支援1又は2（要支援認定） サービス事業対象者（基本チェックリスト） 運動器の機能向上又は口腔機能向上、栄養改善のいずれか若しくは複数のプログラムの実施が必要な者
サービス提供主体	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者	指定介護保険サービス事業者
利用期間	通年	通年	概ね3か月程度
利用頻度	要支援1 週1回 要支援2 週1回、2回 事業対象者 週1回、2回	要支援1 週1回 要支援2 週1回、2回 事業対象者 週1回、2回	運動器の機能向上 週1回 計14回 口腔機能向上 月1回 計3回 栄養改善 月1回 計3回
サービス提供時間	終日（概ね3時間以上）	半日（概ね3時間未満）	概ね90分以上
報酬単価	【月額報酬制 1単位10.72円】 週1回 1,647単位（17,655円） 週2回 3,377単位（36,201円） ※国が定める単価どおり	【月額報酬制 1単位10.72円】 週1回 1,152単位（12,349円） 週2回 2,363単位（25,331円） ※左記、介護予防型通所サービスの単価をベースにサービス提供時間（半日程度）に見合った単価に設定	【実績払制 1単位10.72円】 1回あたり 404単位（4,330円） ※現行の通所型介護予防事業の単価をベースに人員配置を3名から2名に緩和する分だけ人件費を減額
利用者負担	あり 原則1割負担（一定以上所得の者は2割負担）	あり 原則1割負担（一定以上所得の者は2割負担）	あり 原則1割負担（一定以上所得の者は2割負担）
マネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントの類型

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

	介護予防ケアマネジメント （現行の介護予防支援相当：ケアマネジメントA）	初回のみケアマネジメント （基準緩和型初回のみ：ケアマネジメントC）
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターへの委託 （地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターへの委託
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 現行の介護予防支援と同様のケアマネジメントを実施 アセスメントの実施 サービス担当者会議の開催 ケアプランの作成 モニタリングの実施 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントのうち一部の手続きを緩和し、サービス利用開始時のみケアマネジメントを実施 アセスメントの実施 ケアプランの作成 サービス終了時のモニタリングの実施 <p style="text-align: right;">など</p>
対象者	<p>要支援1又は2（要支援認定） サービス事業対象者（基本チェックリスト）</p> <p>予防給付のサービスを利用しない者で、下記の対象サービスを利用する者</p>	<p>要支援1又は2（要支援認定） サービス事業対象者（基本チェックリスト）</p> <p>予防給付のサービスを利用しない者で、下記の対象サービスのみを利用する者</p>
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス 介護予防型通所サービス 短時間型介護予防型通所サービス 選択型通所サービス 	<ul style="list-style-type: none"> サポート型訪問サービス
サービス提供主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターへ 地域包括支援センターから一部委託を受けた居宅介護支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター
利用期間	通年	サービス利用開始時のみ
報酬単価	<p>【月額報酬制 1単位11.12円】</p> <p>430単位（4,781円）</p> <p>※国が定める単価どおり</p>	<p>【月額報酬制 1単位11.12円】</p> <p>430単位（4,781円）</p>
利用者負担	なし	なし